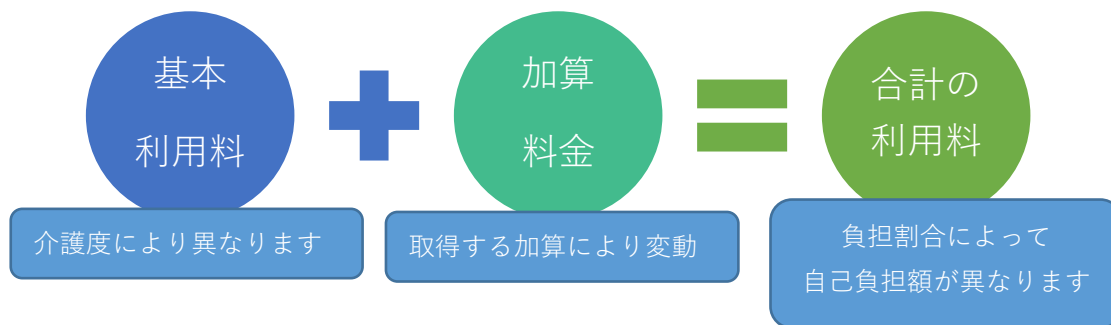


ご利用料金について

<ご利用料金の仕組みに関して>



要介護1～5の認定をお持ちの方の場合（自己負担割合1割の場合）

<基本利用料について>

1日デイご利用の場合の利用料金（6-7時間デイ）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単価（大規模 通所リハビリテーション費）	694	824	953	1,102	1,252
リハ提供体制加算	24	24	24	24	24
サービス提供体制加算Ⅲ	6	6	6	6	6
保険内自己負担額（上記合計に10.17をかける）	¥736	¥869	¥1,000	¥1,151	¥1,304
	+	+	+	+	+
食費（昼食、お茶代含む）	740	740	740	740	740
基本利用料（1回あたりの料金）	¥1,476	¥1,609	¥1,740	¥1,891	¥2,044

基本単価の説明

基本単価（大規模 通所リハビリテーション費）	1回の基本利用料
リハ提供体制加算	リハビリスタッフ数が、事業所の利用者数が25又はその端数を増すごとに1以上の配置
サービス提供体制加算Ⅲ	事業所の介護職員の介護福祉士の占める割合が40%以上の場合、かつ勤続年数が7年以上の者の占める割合が30%以上の場合

半日型デイをご利用の場合（1-2時間デイ）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単価（大規模 通所リハビリテーション費）	361	392	421	450	481
理学療法士等体制強化加算	30	30	30	30	30
サービス提供体制加算Ⅲ	6	6	6	6	6
保険内自己負担額（上記合計に10.17をかける）	¥404	¥435	¥465	¥494	¥526

理学療法士等体制強化加算	所要時間1～2時間未満の方にリハビリテーションを提供する場合のスタッフの配置基準を満たす場合
サービス提供体制加算Ⅲ	事業所の介護職員の介護福祉士の占める割合が40%以上の場合、かつ勤続年数が7年以上の者の占める割合が30%以上の場合

<加算料金について>

加算項目	単位数	内容
入浴介助加算Ⅰ	40単位/回	入浴介助を提供した場合
短期集中個別リハビリテーション実施加算 (3ヶ月内)	110単位/回	退院(所)日又は認定日から3ヶ月以内の期間に集中的に身体機能を回復する為のリハビリテーションを実施した場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ (3ヶ月内)	240単位/回	退院(所)日又は通所開始日から3ヶ月以内の期間に集中的に生活機能を改善する為のリハビリテーションを実施した場合
リハビリテーションマネジメント加算(A)(イ)	560単位/月	リハビリテーション会議を開催し、定期的な評価とともに、計画的なリハビリテーションを実施した場合
	240単位/月	※上段 開始月から6月以内の場合 ※下段 開始月から6月超の場合
リハビリテーションマネジメント加算(A)(ロ)	593単位/月	リハビリテーション会議を開催し、定期的な評価とともに、計画的なリハビリテーションを実施した場合 且つ、計画書等の内容を厚生労働省に提出した場合
	273単位/月	※上段 開始月から6月以内の場合 ※下段 開始月から6月超の場合
リハビリテーションマネジメント加算(B)(イ)	830単位/月	リハビリテーション会議を開催し定期的な評価とともに、計画的なリハビリテーションを行い医師から説明を受けた場合
	510単位/月	※上段 開始月から6月以内の場合 ※下段 開始月から6月超の場合
リハビリテーションマネジメント加算(B)(ロ)	863単位/月	リハビリテーション会議を開催し定期的な評価とともに、計画的なリハビリテーションを行い医師から説明を受けた場合 且つ、計画書等の内容を厚生労働省に提出した場合
	543単位/月	※上段 開始月から6月以内の場合 ※下段 開始月から6月超の場合
口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位/回	口腔機能が低下している、または低下のおそれのあるご利用者様に口腔機能向上サービスを行なった場合(1月2回を限度)
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位/回	上記の内容且つ、計画書等の内容を厚生労働省に提出した場合
重度療養管理加算	100単位/日	医学的管理が必要なご利用者様に継続して計画的な医学的管理を行った場合(要介護3、要介護4又は5の方)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		基本サービス費用(食費を除く)の単位合計とその他の加算の合計単位数に4.7%を乗じた単位数を介護職員処遇改善加算としてご負担願います
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		基本サービス費用(食費を除く)の単位合計とその他の加算の合計単位数に1.7%を乗じた単位数を介護職員等特定処遇改善加算としてご負担願います

要支援1, 2の認定をお持ちの方（自己負担割合1割の場合）

<基本利用料について>

	要支援1	要支援2
基本単価（月額）	2053	3999
サービス提供体制加算Ⅲ	24	48
事業所評価加算	120	120
保険内自己負担額（上記合計に10.17をかける）	¥2,112	¥4,116

※要支援の場合、1月の定額制となりますので、時間数に関係なく、また利用予定日にお休みした場合でも月額は変わりません

※1日デイ、半日型デイどちらをご利用いただいても基本利用料金は変わりません

<加算料金について>

（予防）運動器能向上加算	225単位/月	運動器の機能向上を目的としてリハビリテーションを実施した場合に算定
（予防）口腔機能向上加算	150単位/月	口腔機能が低下している、または低下のおそれのあるご利用者様に口腔機能向上サービスを行なった場合
選択的サービス複数実施加算Ⅰ	480単位/月	運動器機能向上加算、口腔機能向上加算の2種類のサービスを実施している場合
事業所評価加算	120単位/月	厚生労働省が定める評価基準に達した施設が対象となる加算
サービス提供体制強化加算Ⅲ（要支援1）	24単位/月	事業所の介護職員の介護福祉士の占める割合が40%以上の場合、かつ勤続年数が7年以上の者の占める割合が30%以上の場合
（要支援2）	48単位/月	

1日デイをご利用の場合は、上記の基本利用料と加算料金に加え、昼食代として1食740円がかかります